

平成29年9月25日

審査庁

天理市農業委員会

会長 藏本 純次 様

天理市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 川 崎 祥 記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求について（答申）

平成29年7月26日付け天農委審第1号で諮問のあった下記の事件について、
別紙のとおり答申します。

記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求についての諮問事件

答 申

第1 審査会の結論

天理市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された資料及び口頭意見陳述から総合的に判断した結果、審査会の結論は以下のとおりである。

天理市農業委員会が平成29年7月6日付け天農委第37号「公文書一部開示決定通知書」において天理市農業委員選任に関する文書のうち評価点を不開示とした決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成29年6月26日、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、天理市農業委員会（以下「実施機関」という。）に対し、条例第9条の規定により、天理市農業委員選任に関する文書（農業委員選任に関する規程、評価委員会設置規程、農業委員募集に関する文書、評価の基準、評価委員会の会議録及び評価結果）の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成29年7月6日、実施機関は、以下の内容で公文書の一部開示決定を行った。

(1) 開示しない部分

- ・評価点

(2) 開示しない理由

条例第6条第2号に該当

- ・評価点は個人評価に関する情報であるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年7月7日、上記一部開示決定の処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定に基づき、

実施機関に対し、本件処分を取り消し、公開決定を求める審査請求を行った。

4 諮問

平成29年7月26日、実施機関は、条例第14条第1項の規定に基づき、審査会に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨及び意見

1 審査請求の趣旨

- ・審査請求は、本件処分を取り消し、公開決定を求めるものである。

2 審査請求の理由等

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由等は、おおむね次のとおりである。

- ・本件処分において公開しないこととされた部分は開示をしないことができる情報に該当しない。
- ・「実施機関が一部不開示としたことは妥当ではない」との答申を求める。
- ・弁明書は、弁明の趣旨を述べておらず、弁明書が何を求めているのか不明であり、「個人情報である」、「審査という性質」と述べるだけで、どのような個人情報であるのか、審査という性質の情報はなぜ不開示なのか等の客観的かつ合理的で個別具体的な理由が述べられておらず、公文書一部開示決定通知書の開示しない理由と同一主旨のことを述べているだけである。
- ・実施機関は、不開示の客観的かつ合理的で個別具体的な理由を説明するべきである。
- ・不開示部分は、天理市の「情報公開事務の手引き」に例示している「個人に関する情報」のいずれにも該当せず、天理市情報公開条例で定義する個人情報とは言えないことから開示すべきである。
- ・条例第6条第2号ただし書イについて、了承の本人確認を行ったかどうか不明である。

- ・農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項並びに農業委員会等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第5条第2項及び第11条第3項には、次のように規定されている。

「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」（法第8条第1項）

「市町村長は、法第9条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第8条第1項の規定による任命に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（施行規則第5条第2項）

「農業委員会は、法第19条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第17条第1項の規定による委嘱に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（施行規則第11条第3項）

- ・農業委員の委嘱の過程の公正性、透明性を確保するということは、住民から見て公正性、透明性が確保されているかどうかを判断基準にするべきである。
- ・公選制から任命制に制度変更された経緯から、衆参両院の附帯決議が、農業委員の公選制の廃止に当たって地域の代表性が堅持されるよう配慮し、推薦公募等について適正な手続により公正に行うことを求めている。
- ・天理市農業委員評価委員会が指標として定める「農業委員選考に係る基準」は、書面審査を行う際の重要な資料となることは明らかで、必要に応じて行う審査として面接その他が定められており、書面審査が

候補者の評価を行う重要事項となっていることが推測され、公正性と透明性は住民に対して確保されるべきであり、農業委員候補者と評価点（合計）を明らかにすることが求められている。

- ・中立委員は1名で候補者を特定することができ、評価は「良」として開示されていることからいっても、候補者個人名と評価点を不開示とすることは矛盾するもので、開示するべきである。
- ・以上のことから、農業委員候補者個人の評価点は、天理市情報公開事務の手引きからは個人情報ということはできず、また、農業委員候補者個人と評価点が一致する評価結果を開示することは、農業委員選考過程及び結果の公正性、透明性を確保するために必要である。
- ・審査請求人が過去において開示しないとされた文書について、その後において公開されている文書があり、今回の一部開示決定についても行政の恣意的な判断があるのではないかと思う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述において主張する本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- ・農業委員の評価結果について、評価点数は、審査を行う側が受ける側の個人に対してつけている点数であり、個人情報である。
- ・審査という性質上、秘匿すべき必要性のある情報である。
- ・以上のことから、個人の合否と評価点数が一致した評価結果を開示することは、条例第6条第2号に該当し、同号ただし書にも該当しないため一部開示の決定をしたものである。
- ・中立委員の評価点である「良」は、評価の段階を表示したのではなく、当選という意味で記載したものである。

第5 審査会の判断

審査会における審議は、開示請求又は訂正等の請求に対する実施機関の判断の適法性又は不当性について行われるものであり、審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、市民の公文書の開示を請求する権利を明らかにすることによって、市政に関する市民の知る権利の具現化を図るとともに、市民参加のより公正で開かれた市政を実現し、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に資することを目的として制定されたものである。

さらに、条例の解釈・運用に当たっては、その第3条に明記されているように、市民の公文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。しかし、この公文書開示請求権も、絶対的で無制限な権利ではなく、条例第6条の規定が置かれていることから明らかなように、この権利と請求された公文書に情報が記載されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要がある。したがって、公文書を開示するかどうかの判断は、あくまでも、請求された公文書に記録されている情報が、条例第6条各号に規定された不開示事項に該当するかどうかによって決せられるべきものである。よって、審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が、条例第6条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

(2) 天理市農業委員選任に関する文書のうち、評価点に関する情報の条例第6条第2号の該当性について

天理市農業委員選任に関する文書のうち、評価点に関する情報（以下「評価点情報」という。）について、条例第6条第2号に照らし検討する。

まず、評価点情報が個人に関する情報に当たるかどうかについて、審査会が審査請求人の主張にある「情報公開事務の手引き」（以下「手引き」という。）の【解釈】(1)から(5)までを確認したところ、手引きには「個人に関する情報」とは、次のような個人に関する一切の情報をいう。」と記載した上で(1)から(5)までを記載していることから、これらは個人に関する情報を例示しており、限定列挙したものではないと解される。

また、手引きには、条例第6条第2号の趣旨は、基本的人権を尊重し、

個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人情報を不開示としたものであるところ、個人のプライバシーの概念は、抽象的であり、その具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、個人情報は一度開示されるとその被害回復はほとんど不可能であるため、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を不開示とする旨が記載されている。

以上のことから、手引きに記載がないことをもって個人情報該当性が否定されるものではなく、評価点情報は、特定の個人を評価した情報であることから、個人に関する情報に該当すると認められる。

次に、評価点情報が開示することができる個人に関する情報かどうかについて検討する。

施行規則第5条第2項には、任命に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと規定されている。

また、施行規則第6条第2項第1号には、委員の募集に関し、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する事項として、推薦をする者の氏名、職業、年齢及び性別等が規定されている。

これらの規定に基づき、実施機関は、農業委員の選任に関する手続きに係る文書について当該事項を公表し、また、本件開示請求の手続きにより、農業委員選任に関する規程、評価委員会設置規程、農業委員募集に関する文書、評価の基準及び評価委員会の会議録について開示したところである。

以上のことから、評価点情報が農業委員の任命の過程において公表すべき事項かどうかについて、条例第6条第2号の規定の趣旨に照らし総合的に判断すると、評価点情報は、個人の資質、能力等に対する評価という個人の経歴や社会的活動に立ち入ることとなる性質を帯びた情報であることを考慮すれば、評価点情報を開示することにより受ける公正性及び透明性の確保に関する必要性が、個人に関する当該情報を不開示とすることにより保護されるべき個人の利益を上回るとは言えないため、

評価点情報を開示しないことが相当であると認められる。

また、条例第6条第2号ただし書に該当するかどうかについてもそれぞれ検討したところ、該当する事項は認められなかった。

条例第6条の運用については、請求があった公文書に記録された情報が不開示事項に該当するかどうかの判断について、主観的又は恣意的に判断することがあってはならず、公文書の開示制度の趣旨及び目的を尊重し、客観的かつ合理的に行われなければならないものであり、このことも十分踏まえた審議の結果、条例第6条第2号の規定に基づき、評価点情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

第6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

天理市情報公開・個人情報保護審査会審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 7月26日	<ul style="list-style-type: none">・実施機関から諮問を受けた。・実施機関から弁明書の写しの提出を受けた。
平成29年 8月 8日	<ul style="list-style-type: none">・実施機関から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。
平成29年 8月10日	<ul style="list-style-type: none">・審査請求人から実施機関の弁明書に対する意見書の提出を受けた。・審査請求人から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。
平成29年 8月30日	<ul style="list-style-type: none">・事案の審議を行った。
平成29年 9月22日	<ul style="list-style-type: none">・実施機関に対して答申を行った。

天理市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属	備 考
あおき けいこ 青木 慶子	オフィス・アオキ代表	※欠席
あさかわ ちひろ 浅川 千尋	天理大学教授	※欠席
かわさき よしのり 川崎 祥記	弁護士	会長
なかじま たかし 中嶋 崇	アクト経営会計事務所 所長	
にしやま ひろし 西山 博志	奈良テレビ放送株式会社 ゼネラル・プロデューサー	副会長



天農委審第1号
平成29年7月26日

天理市情報公開・個人情報保護審査会
会長 川崎 祥記 様

審査庁

天理市農業委員会

会長 藏本 純



公文書開示請求に対する決定に係る審査請求について（諮問）

このことについて、天理市情報公開条例第14条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 審査請求に係る決定の対象となった公文書の件名又は内容

天理市農業委員選任に関する文書

- ・ 農業委員選任に関する規程
- ・ 評価委員会設置規程
- ・ 農業委員募集に関する文書
- ・ 評価の基準
- ・ 評価委員会の会議録
- ・ 評価結果

2 決定の内容及び経緯

平成29年7月6日付け天農委第37号で請求人に対し、「農業委員選任に関する文書」について、対象となる文書の一部開示決定通知を行った。

3 審査請求の内容

公文書一部開示決定において、公開しないこととされた部分は開示をしないことができる情報に該当しないため。

4 添付書類

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 公文書開示請求書の写し
- (3) 開示決定等の写し
- (4) 処理簿の写し
- (5) 弁明書の写し